防衛省訓令第96号

発生材等の引継ぎ等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

発生材等の引継ぎ等に関する訓令

改正 令和元年6月20日省訓第8号

改正 令和2年12月28日省訓第67号

改正 令和5年3月31日省訓第38号

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 発生材(第3条-第5条)

第3章 425物品(第6条・第7条)

第4章 残置物品(第8条・第9条)

第5章 協議 (第10条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、発生材、425物品又は残置物品

の引継ぎ等に関する業務を適正かつ効率的に行うため に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定 義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 発生材 条約に基づいて日本国にある外国軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供した民公有土地の返還に際して行う当該土地の原状回復のために当該土地の上に所在する国有財産の取壊しにより発生した材料のうち、市場価値のあるものをいう。
 - (2) 425物品 在日不動産返還書(FEC Form 425)により返還された物品で、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛省訓令第115号)別表第1に規定する返還物品(以下次項において「返還物品」という。)となるものをいう。
 - (3) 残置物品 駐留軍によって残置された物品で、

返還物品となるものをいう。

- (4) 工事検査員 駐留軍から返還された民公有土 地等の引渡し等に関する訓令(平成19年防衛 省訓令第75号)第30条第2項に規定する工 事検査員をいう。
- (5) 物品管理官等 物品管理法(昭和31年法律 第113号)第8条第3項に規定する物品管理 官又は同条第6項に規定する分任物品管理官を いう。
- (6) 検収員 物品の検査及び受領について物品管理官等を補助する物品管理職員をいう。

第2章 発生材

(概要の予告)

第3条 地方防衛局管理部長(東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局にあっては企画部長)及び東海防衛支局長(以下「管理部長等」という。)は、駐留軍の用に供した民公有土地の返還に際して行う当該土地の上に所在する国有財産の取壊工事が実施される

ときは、当該工事に係る発生材の品名、規格、数量等の概要をできるだけ速やかに物品管理官等に予告する ものとする。

(通知)

第4条 発生材に係る通知は、品名、規格、数量、引継ぎの時期及び引継ぎの場所を明らかにして行わなければならない。

(引継ぎ)

- 第5条 地方防衛局長(東海防衛支局長を含む。以下同じ。)は、工事検査員をして、発生材を別記第1号様式による発生材引継書により検収員に引き継がせるものとする。
- 2 前項の規定による引継ぎをしたときは、工事検査員にあっては別記第2号様式による発生材引継報告書を地方防衛局長に、検収員にあっては発生材引継書を物品管理官等にそれぞれ提出するものとする。

第 3 章 4 2 5 物品

(調査の立会い)

- 第6条 管理部長等は、425物品があるときは、必要に応じて物品管理官等に対し、調査に協力することを 要請するものとする。
- 2 物品管理官等は、前項の要請を受けたときは、当該 425物品の品名、規格、数量等引継ぎに際し必要と 思われる事項の調査の協力につき、必要な措置をとる ものとする。

(通知及び引継ぎ)

- 第7条 第4条の規定は、425物品に係る通知について で準用する。
- 2 管理部長等は、管理部(東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局にあっては企画部並びに東海防衛支局にあっては施設補償管理課)の担当職員(以下「管理部等担当職員」という。)をして、425物品を別記第1号様式による425物品引継書により検収員に引き継がせるものとする。
- 3 検収員は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、 425物品引継書を物品管理官等に提出するものとす。

る。

第4章 残置物品

(通知)

- 第8条 管理部長等は、残置物品があると思われるときは、直ちに品名、規格、数量等の概要を物品管理官等 に通知するものとする。
- 2 物品管理官等は、前項の規定による通知を受けたときは、品名、規格、数量等の調査につき、必要な措置をとるものとする。

(確認)

第9条 検収員は、残置物品について、検査及び受領を 完了したときは、管理部等担当職員の立会いの上、別 記第3号様式による残置物品確認書を作成し、物品管 理官等に提出するものとする。

第5章 協議

(協議)

第10条 地方防衛局長は、発生材、425物品又は残 置物品の引継ぎ等に関し、特殊異例にわたるものの処 理については、防衛大臣に協議するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(令和元年6月20日省訓第8号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則 (令和 2 年 12月 28日省訓第 67号) (抄) (施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 目から施行する。

(1) • (2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式

によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月31日省訓第38号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

発 生 材 引 継 書 425物 品 引 継 書

	第年		月	号日										
FΑ	С	No.				į	施設	区域名	ı					
在日	不動	産返	還書	No.					•		年		月	日
取 壊 工 事 名														
番	号			名	規	格	単	位	数	量	備			考
		····	~~~~	~~~~		~~~~				~~~~	~~~~	·····	~~~	······
	~~~	~~~	~~~	~~~~	<b>~~~</b>	~~~~	~~~~	······	<b>~~~</b>	~~~~	~~~~	<b>~~~</b>	····	······
工事検査員														
管理	里部等	等担旨	当職員											
	官	耵	戦		氏	名								
検	収	員												
	官	耶	戠		氏	名								

注:1 用途により不要部分を消すこと。

2 本書は、管理部長、物品管理官等において保存すること。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

令和 年 月 日

地方防衛局長 東海防衛支局長 殿

工事検査員 官 職 氏 名

## 発生材引継報告書

工事件名

上記工事により発生した発生材について、別添発生材引継書のとおり、引き継いだので報告します。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

## 別記第3号様式(第9条関係)

## 残置物品確認書

	第 年		月	号日										
FAC No.						7	施設	・区域名	1					
番	号	묘		名	規	格	半	位	数	量	備			考
~~~	~~~~ ₁	·····	~~~	·····	~~~ }~~	·····	~~~ ~~~	~~~~~	~~  ~~	······································	~~~~  ~~~~	~~~~	~~~~	·····
検	龟 収	員												
	官		職		氏	名								
管理部等担当職員														
	官		職		氏	名								

注:本書は、管理部長、物品管理官等において保存すること。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。